

有田川町学生等教育関連ボランティア活動証明書交付要綱

令和7年8月29日
教育委員会告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボランティア活動を生涯学習の重要な活動のひとつと位置づけ、有田川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主体となって実施する教育関連事業のボランティアとして活動に参加した学生等に対し、その活動を証明する書面の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明できる活動)

第2条 教育委員会が証明できる活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ジュニアリーダー
- (2) 二十歳の集い実行委員会委員
- (3) こども司書
- (4) 図書館サポーター
- (5) よみきかせ隊
- (6) その他教育委員会が特に認めるもの

2 前項各号に掲げる活動において、申請者の活動実績があると認められる場合のみ、教育委員会が証明するものとする。

(申請期限)

第3条 申請できる活動は、原則として活動を終了した日から4年以内とする。ただし、申請理由等から期限を越えて申請することが止むを得ないと認められる場合、この限りではない。

(申請の手続き)

第4条 申請者は、有田川町学生等教育関連ボランティア活動証明書交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、教育委員会に提出する。

2 申請書を受理した教育委員会は、速やかに内容を審査し、申請内容に不備がない場合は、有田川町学生等教育関連ボランティア活動証明書（様式第2号。以下「活動証明書」という。）を交付する。

(交付費用)

第5条 活動証明書の交付手数料は、無料とする。

(活動証明書の交付枚数)

第6条 1つの申請で交付できる活動証明書の上限は、5枚とする。

(交付の制限)

第7条 教育委員会は、第4条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、活動証明書の交付を行わないものとする。

- (1)活動実績が確認できない、または、活動実績が著しく乏しいと認められる場合
- (2)申請者が第2条第1項各号に掲げる活動中において、教育委員会の指導・指示に従わず、活動の差し止めを受けた場合
- (3)特定の政治的、宗教的または思想的主張の表現に関し、活動証明書を利用するものと認められる場合
- (4)その他、教育委員会が活動証明書の交付が適当でないと認める場合
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示から施行する。